

予算特別委員会資料

令和5年度予算説明書

こども家庭局

目 次

1. 令和5年度 こども家庭局予算編成について	1
2. 令和5年度 こども家庭局主要施策	3
3. 一 般 会 計	
(1) 歳入歳出予算一覧	11
(2) 歳入予算の説明	12
(3) 歳出予算の説明	16
(4) 債務負担行為	25
4. 特 別 会 計	
〔1〕 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	
(1) 歳入歳出予算一覧	27
(2) 歳入予算の説明	28
(3) 歳出予算の説明	30
5. 議 案	
第12号議案 神戸市立児童福祉施設等に関する条例の改正の件	33
第13号議案 神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件	38

1. 令和5年度 こども家庭局予算編成について

令和5年度 こども家庭局予算編成について

人口減少社会の進展、共働き世帯の増加、児童虐待や子どもの貧困など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中、子育てに対する不安・孤立感を解消し、子どもの特性や地域の実情を踏まえながら、より良い育ちを実現するための支援が求められています。

令和5年度予算では、「温もりのある地域社会を創る」ため、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を充実・提供することで、誰もが安心して子どもを産み育てられる街の実現を目指していきます。

「**妊娠・出産・子育て期の支援**」では、こども医療費助成（外来）の対象を高校生世代まで拡充するとともに、出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援を実施します。また、プレコンセプションケアの普及・啓発や流産・死産に伴うグリーフケアの充実を図るとともに、産後ケア事業や産前・産後ホームヘルプサービス事業に取り組みます。

「**仕事と子育ての両立支援**」では、保育所の待機児童ゼロの維持に向け、地域の保育ニーズに適切に対応するとともに、民間保育施設等の改築・耐震化を促進するため、支援の充実を図ります。また、保育人材確保・定着支援として、一時金給付や宿舍借り上げ支援等に引き続き取り組むとともに、学童保育の充実に向け、施設の整備や民設学童に対する支援を拡充します。

「**特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援**」では、こども家庭センターの体制を強化するとともに、児童養護施設入所児童等の自立に向けた支援を拡充します。また、障がいのある子どもへの支援として、(仮称)「こべっこ発達専門チーム」を新設し、療育センター・こども家庭センターの待機期間の短縮に取り組みます。

「**地域における子育て支援・青少年の健全育成**」では、令和5年2月に新築・移転した「こべっこランド」をはじめ、「こべっこあそびひろば」や「おやくふらっとひろば」等の整備・運営を行うとともに、青少年の居場所・活動拠点の整備・運営に取り組みます。

「**全ての子どもたちの未来を応援**」では、SNS等を活用したわかりやすい支援情報の提供を行うとともに、子育て世帯への食を通じたつながり支援の充実を図ります。また、こどもの居場所づくりの全市展開や学びへつなぐ地域型学習支援を拡充するとともに、高校生等通学定期券補助を引き続き実施します。

2. 令和5年度 こども家庭局主要施策

○ (1) こども医療費助成 [5,150,644 千円]

全ての子ども（高校3年生まで）が、無料もしくは低額な負担金で医療機関を受診できるよう医療費を助成する。

◆入院 0～18歳：負担なし

◆外来 0～2歳：負担なし

3～18歳：1医療機関等ごとに1日上限400円を月2回 ※3回目以降無料

※令和5年10月より、対象を中学生までから高校生世代までに拡大

○ (2) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援 [1,578,280 千円]

(うち令和4年2月補正932,890千円)

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産育児関連用品や子育て支援サービス等の負担軽減を図る経済的支援を行う。

◆伴走型支援 ①妊娠期、出産・産後の子育て期の面談を継続実施

②妊娠8か月頃の希望者に対する面談を新たに実施

◆経済的支援 妊娠届出後に5万円、出生届出後に新生児1人あたり5万円を支給

(3) こべっこウェルカムプレゼント [132,100 千円]

子どもが生まれたご家族を祝福し、神戸の魅力が詰まった「こべっこウェルカムプレゼント」をお届けする。

※第1子:1万円 第2子:1.5万円 第3子以降:3万円

相当のカタログギフト



◎ (4) プレコンセプションケアの普及・啓発 [3,000 千円]

不妊に悩む夫婦、将来子どもを授かりたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への相談指導や、不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する知見等の普及・啓発に向け、市内大学等での出前講座の実施や、SNS等を活用した情報発信を行う。

◎ (5) 流産・死産に伴うグリーフケアの充実 [1,000 千円]

流産・死産を経験した悲しみを抱える女性等の支援を強化するため、相談対応する区役所や医療機関の専門職等向けの研修会やケースカンファレンスを開催する。

(6) 不安や問題を抱える妊婦への支援 [11,850 千円]

思いがけない妊娠など様々な問題を抱えている方の孤立や悩みの深刻化を防ぎ、虐待の未然防止に努めるため、24時間・365日の相談体制を確保する。また、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へとつなぐ体制を構築する。

(7) 妊婦健康診査費用助成 [1,015,139 千円]

妊婦の健康を保ち安心して出産できるよう、妊婦健康診査に要する費用を助成する。

(上限14回・12万円 ※多胎妊婦はさらに2.5万円)

(8) 産後うつ対策 [191,022 千円]

①産後ケア事業 (108,100 千円)

産後1年未満の育児不安が強い母親を対象に、助産所における宿泊・通所(最大21回)および助産師による訪問(5回)を通して、母体のケアや育児に対する手厚い支援と相談を行う。



②産婦健康診査費用助成 (82,922 千円)

産後2週間・1か月など出産後間もない時期の産婦に対する精神状態の把握を含めた健康診査の費用(上限5千円/回)を助成する。

(9) 産前・産後ホームヘルプサービス事業 [21,700 千円]

産前・産後に育児ヘルパーを派遣し、家事・育児に関する援助、支援を行う。

◆産前：妊娠中、最大10回

◆産後：出産1年後以内、最大10回

※多胎児家庭については、0歳児：上限48回、1～3歳児：年24回

(10) 不安を抱える妊婦へのPCR検査助成 [5,796 千円]

不安を抱えている妊婦に対する不安解消を目的に、分娩前にPCR等のウイルス検査を実施する。(上限9,000円/回)

2. 仕事と子育ての両立支援

○(1) 待機児童ゼロの維持 [243,475 千円]

待機児童ゼロを維持するため、保育ニーズに対応した局所的な整備(小規模保育事業(送迎ステーション併設型)等)を行うとともに、幼稚園から認定こども園への移行を促進する。

○(2) 既存保育施設の改築・耐震化・老朽対策 [121,000 千円]

民間保育施設等の改築・耐震化を促進するため、大規模修繕等にかかる費用を補助する。

◆老朽改築 上限250,000千円(定員120人以上の場合。(令和6年度から))

◆大規模修繕 上限10,000千円

◆耐震改修 上限20,000千円

(3) 保育人材確保・定着支援 [1,809,943 千円]

①一時金給付 (610,000 千円)

保育人材の確保・定着を促進するため、新卒保育士等に対する一時金(1～2年目：30万円/年)および採用3～7年目の職員に対する定着一時金(20万円/年)を給付する。

②保育士宿舍借り上げ支援 (1,078,000 千円)

採用1～7年目までの保育士等の宿舍借り上げ費用(最大10万円/月)を補助する。

③保育士奨学金返還の支援 (40,500 千円)

市内在住の採用1～7年目の保育士等に対し、奨学金の返還に要する費用(5,000円/月)を補助する。

④未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援 (-千円)

保育所等に子どもを預ける保育士等に対する保育料貸付を行い、保育料を1年間実質半額とする。(上限27,000円/月)

⑤**潜在保育士の職場復帰支援** (9,700 千円)

潜在保育士等が非常勤職員として復職し、「朝」もしくは「夕」の時間帯、あるいは「休日」を含んで半年間勤務した場合に、一時金（10 万円）を給付する。

⑥**スキルアップ支援** (35,588 千円)

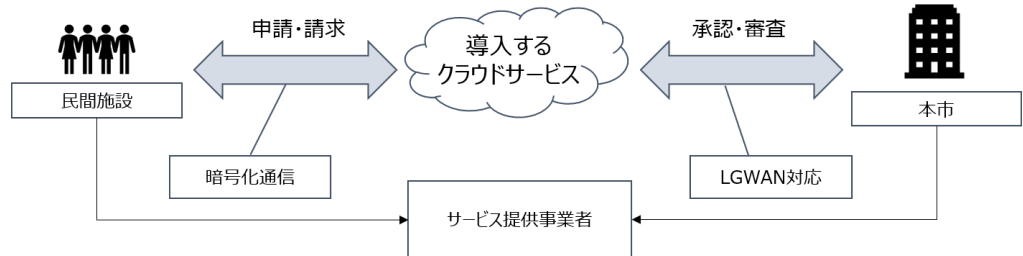
保育士資格等の取得を目指す保育補助者等に対して、保育士養成校の受講料や保育士資格試験対策講座の受講料等を補助し、保育士キャリアアップ研修を実施する。

⑦**潜在保育士・幼稚園教諭等の人材確保** (36,155 千円)

神戸市保育士・保育所支援センターや神戸市私立幼稚園人材支援センターで、市内私立保育所・幼稚園等と潜在保育士・幼稚園教諭等のマッチング支援を行う。

◎ **(4) 保育士等の負担軽減・保育関連業務の効率化** (67,800 千円)

民間園における行政報告や補助の申請手続き等について、新たなクラウドサービスを導入し、施設・職員双方の負担軽減を推進する。



(5) 多様な保育ニーズへの対応 (533,354 千円)

○ ①**保育所等における医療的ケア児の受入れの拡大** (126,388 千円)

日常生活において「経管栄養」や「たんの吸引」などの医療的ケアを必要とする子どもが、心身の状況に応じて、適切な保育を受けることができるよう、新たに2施設確保し、合計19施設で受入れを行う。

②**病児保育事業の実施** (399,232 千円)

児童が病気などのとき、病院や診療所と併設した施設で一時的な保育を実施する病児保育施設を市内22か所で運営する。

○ ③**配慮が必要な子どもを多く預かる保育所への支援** (7,734 千円)

外国人子育て家庭の子どもを多数（20%以上）受け入れている保育所等に対し、保育士等の加配を行う。（3,859 千円/施設）

○ **(6) 子育て世帯の保護者負担軽減** (764,668 千円)

幼児教育・保育の無償化の対象外である住民税課税世帯の0～2歳児の保育料（満1～2歳児の一時保育利用料含む）を第2子半額・第3子以降を無償に、3～5歳児の副食費について第3子以降を無償にする。また、育児休業終了後から保育所等に入園する翌4月までの間、利用した代替保育（一時預かり事業等）に係る利用料を支援する。

(7) 学童保育の充実 [799,008 千円]

- ①学童保育施設の整備 (631,287 千円) (うち令和4年度2月補正 106,287 千円)
利用者数の増加に対応するため、学童保育の実施場所を確保する。
◆整備(7か所)
 - ・中央区 1か所 ・北区 1か所 ・須磨区 1か所
 - ・垂水区 3か所 ・西区 1か所
- ②民設学童に対する助成金の拡充 (98,000 千円)
民設学童施設の利用者負担の軽減を図るとともに、運営者が安定的に運営できるよう、助成金の拡充(公設学童と同水準)を行う。
- ③学童保育職員等の処遇改善 (61,599 千円)
学童保育施設職員の雇用確保及び離職防止のため、人事院勧告をふまえた職員の処遇改善を行う。
- ④小学校を活用した夏休みの居場所づくり (8,122 千円)
夏休みの児童の居場所のあり方を検討するため、小学校を活用したモデル事業を5校程度で実施する。

(8) 児童福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 [511,400 千円]

※令和4年度2月補正

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、児童福祉施設等で必要なかかりまし経費や消毒液やマスク等の購入費用を補助する。

3. 特に支援が必要な子どもたち・家庭への支援

(1) 社会的養護体制等の充実 [122,247 千円]

- ①児童虐待に係る相談・通報への対応強化 (12,000 千円)
こども家庭センターに児童福祉司・児童心理司を合計11名増員するとともに、子どもや家庭からのSNSによる相談窓口として「親子のための相談LINE」を実施する。
- ②児童養護施設の退所後の支援 (6,000 千円)
公営住宅を活用し、児童養護施設を退所した児童の自立支援を行う等、支援の充実を図る。
- ③里親委託の促進 (14,908 千円)
里親委託率の更なる向上を図るため、新規里親の登録促進にかかる広報・啓発や未委託の里親に対する養育技術向上のためのトレーニング、及び里親交流会を実施する。
- ④児童自立支援施設(若葉学園)の改修 (50,500 千円)
社会情勢・児童数の変化に応じた施設の機能強化・規模の最適化を図るとともに、居室及びトイレの洋式化等、寮舎の環境改善を段階的に行う。(～令和7年度)
- ⑤児童養護施設等の入所児童に対する支援の充実 (30,000 千円)
ふるさと納税を活用し、従来の児童養護施設等に入所する高校生の部活動費や修学旅行にかかる費用の支援などに加え、新たに通塾等の進学支援にかかる費用を補助する。

⑥こどもケアラー世帯への訪問支援事業（8,839千円）

障害や病気のある家族、幼い兄弟等、ケアを必要とする人がいるために、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（こどもケアラー）がいる世帯に対し、ヘルパーを派遣することにより、ケアの負担軽減を図る。

（2）DV対策〔33,439千円〕

配偶者暴力相談支援センターにおいて相談や情報提供、カウンセリング等を引き続き実施するとともに、DV被害者が一時的に避難できる民間シェルターの運営費等の補助、さらにパールリボンキャンペーン等の啓発事業を行う。

（3）障害のある子どもへの支援〔33,000千円〕

◎ ①（仮称）「こべっこ発達専門チーム」の新設（20,000千円）

医師・保健師・ケースワーカー・心理士からなる発達相談のための専門チームを新設し、垂水区・西区においてモデル的に、乳幼児健診後の二次健診や、家族からの直接相談への対応、及び簡易な発達検査を実施し、療育センター・こども家庭センターの待機期間の短縮に取り組む。

◎ ②聴覚障害児支援中核機能モデル事業の実施（13,000千円）

医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、聴覚障害児とその家族に対して適切な情報と切れ目のない支援を提供することを目的として、神戸市立医療センター中央市民病院「総合聴覚センター」に専門のコーディネーターを配置し、国の補助事業を活用した「聴覚障害児支援中核機能モデル事業」を実施する。

（4）ひとり親家庭への支援〔254,400千円〕

◎ ①ひとり親家庭に対する施策の活用促進（12,000千円）

ひとり親家庭が、就労・子育て・養育費確保・経済的支援等の多様な支援メニューを容易に検索できるよう、チャットボットによる新たなシステムを構築するとともに、本市独自にひとり親家庭の実態調査を実施する。

◎ ②ひとり親家庭高校生通学定期券補助（242,400千円）

ひとり親家庭（児童扶養手当受給世帯等）の高校生等に対して、対象交通機関を限定せず通学定期券の購入費を全額補助する。

4. 地域における子育て支援・青少年の健全育成

（1）地域における子育て環境づくりの推進〔450,155千円〕

①新「こべっこランド」の運営（235,785千円）

令和5年2月に移転・リニューアルオープンした「こべっこランド」を運営する。

○ ②「こべっこあそびひろば」（3か所）の運営（94,769千円）

学齢前の子どもが室内で安全に思い切り遊べる拠点「こべっこあそびひろば」を運営する。

◆西部（西神中央）：令和5年5月頃 開設予定



○ ③「おやこふらっとひろば」(各区1か所)等の整備・運営 (119,601千円)

気軽に集える「おやこふらっとひろば」等を整備・運営する。

◆垂水区：令和5年6月頃開設予定

(垂水児童館と一体的に整備)

◆(仮称)名谷おやこひろば：令和6年度開設予定



(2) 青少年の居場所・活動拠点 (171,932千円)

青少年会館やユースプラザ・ユースステーションにおいて、中高生を中心とする青少年に居場所や自主的な活動の機会を提供する。

また、旧北区役所跡地に、北区文化センターと一体で、ユースステーション北及びすずらんだい児童館を移転・再整備する。

(令和7年度 開設予定)



5. 全ての子どもたちの未来を応援

◎ (1) SNS等を活用したわかりやすい支援情報の提供 (11,000千円)

検索性の向上や、スマートフォンに特化した操作性の高い子育て応援サイトを再構築するとともに、SNSを活用したプッシュ型での行政サービス等の情報配信や個別対応による行政等の支援へのつなぎを行うサービスを開始する。

○ (2) 子育て世帯への食を通じたつながり支援 (44,500千円)

生活が厳しい状況にある子育て世帯を対象に、食品等の提供をきっかけとして地域や行政等につなげる団体(12団体)に対して、運営費の補助を行う。

また、新たに支援団体や協力者が情報収集やマッチングを行うことができるプラットフォームをWEB上に設置する。



○ (3) こどもの居場所づくりの全市展開 (140,500千円)

放課後などに食事や学習、団らんなどを通して安心して過ごせる「こどもの居場所づくり」を実施する団体を支援するとともに、全小学校区への拡大に向け、立ち上げ支援等に関するコーディネーターの体制を引き続き強化する。(令和4年12月末時点 市内123校区)



○ (4) 学びへつなぐ地域型学習支援 (23,800千円)

経済的な事情等により、学習機会を十分に得られていない中学生を対象に、無償で学習支援を行う団体(6か所に拡大)に対して、運営費の補助を拡充するとともに、運営支援を行う。



(5) 高校生等通学定期券補助 (102,200千円)

子育て世帯の負担の軽減と子どもの進路選択の幅を広げることを目的に、高校生等の通学定期券購入にかかる経費を補助する。

(年額144千円を超える定期券購入費用の2分の1)

3. 一 般 会 計

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金額	款 項	金額
17 使用料及手数料	653,831	4 民 生 費	121,763,120
1 使 用 料	653,831	1 民生総務費	12,959,740
18 国庫支出金	45,892,286	3 こども家庭費	104,907,292
1 負 担 金	40,373,919	7 民生施設整備費	3,896,088
2 補 助 金	5,518,367	5 衛 生 費	4,316,335
19 県 支 出 金	16,620,468	1 衛生総務費	1,331,093
1 負 担 金	13,334,650	2 公衆衛生費	2,985,242
2 補 助 金	3,285,818	13 教 育 費	276,147
20 財 産 収 入	69,410	1 教育総務費	276,147
1 財産運用収入	69,410		
2 財産売払収入	0		
21 寄 附 金	66,033		
1 寄 附 金	66,033		
22 繰 入 金	6,760		
2 基金繰入金	6,760		
24 諸 収 入	9,218,697		
1 納 付 金	1,443,719		
2 措置費受入	5,332,254		
4 受託事業収入	95,890		
5 貸付金元利収入	2,112,947		
7 雑 入	233,887		
25 市 債	1,034,000		
1 市 債	1,034,000		
歳 入 合 計	73,561,485	歳 出 合 計	126,355,602

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	653,831	658,879	△5,048	
1 使用料	653,831	658,879	△5,048	
3 民生使用料	653,831	658,879	△5,048	
3 保育所	460,740	481,837	△21,097	市立保育所保育料等
4 総合児童センター	8,150	4,289	3,861	駐車場、研修室等
11 児童発達支援センター	179,301	165,243	14,058	ひまわり学園等
12 自立援助ホーム	4,320	4,320	-	子供の家
13 青少年会館	1,320	3,190	△1,870	会議室等
18 国庫支出金	45,892,286	46,097,376	△205,090	
1 負担金	40,373,919	39,540,951	832,968	
1 民生費負担金	40,147,139	39,275,175	871,964	
3 児童措置費負担金	6,144,927	5,929,247	215,680	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/2
4 こども給付費負担金	18,259,302	17,218,880	1,040,422	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率10/10又は1/2
5 児童手当費負担金	13,790,000	14,132,441	△342,441	児童手当費に対する負担金 負担率37/45又は4/6
6 児童扶養手当費負担金	1,926,456	1,961,219	△34,763	児童扶養手当費に対する負担金 負担率1/3
7 児童相談所費負担金	26,454	33,388	△6,934	こども家庭センターに対する負担金 負担率1/2
2 衛生費負担金	226,780	265,776	△38,996	
1 保健衛生費負担金	226,780	265,776	△38,996	小児慢性特定疾病医療費等に 対する負担金 負担率1/2
2 補助金	5,518,367	6,556,425	△1,038,058	
2 民生費補助	4,758,458	6,184,773	△1,426,315	
3 児童福祉費補助	111,981	1,053,152	△941,171	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,3/4,2/3又は1/2
4 こども育成費補助	1,096,191	1,192,199	△96,008	児童福祉法施行に要する事務費等に対する 補助金 補助率10/10,9/10,3/4,1/2又は1/3
8 民間施設老朽改修費補助	216,446	214,796	1,650	民間社会福祉施設の老朽改修費に 対する補助金 補助率2/3,1/2又は1/3
9 こども青少年費補助	1,884,144	1,943,888	△59,744	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3
10 児童相談所費補助	33,092	54,571	△21,479	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率1/2
11 保育振興費補助	1,416,604	1,726,167	△309,563	児童福祉法施行に要する事務費等 に対する補助金 補助率3/4,2/3,1/2又は1/3

	3 衛生費補助	746,109	349,711	396,398	
	1 保健衛生費補助	746,109	349,711	396,398	母子保健事業に対する補助金 補助率10/10,2/3,1/2又は1/3
	11 教育費補助	13,800	21,941	△8,141	
	1 奨学援助費補助	13,800	21,941	△8,141	補足給付に対する補助金 補助率1/3
19 県	支 出 金	16,620,468	17,213,001	△592,533	
	1 負 担 金	13,334,650	13,999,581	△664,931	
	1 民生費負担金	13,334,650	13,999,581	△664,931	
	1 児童手当費負担金	2,955,000	3,057,304	△102,304	児童手当費に対する負担金 負担率1/6又は4/45
	5 児童措置費負担金	1,555,703	1,517,905	37,798	児童福祉措置費に対する負担金 負担率1/4
	6 こども給付費負担金	8,823,947	9,424,372	△600,425	施設型給付費・地域型保育給付費に 対する負担金 負担率1/4
	2 補 助 金	3,285,818	3,213,420	72,398	
	2 民生費補助	3,103,923	3,128,670	△24,747	
	1 こども医療費補助	1,139,256	1,170,097	△30,841	こども医療費に対する補助金 補助率10/10又は1/2
	2 ひとり親家庭等医療費補助	105,480	120,020	△14,540	ひとり親家庭等医療費に対する補助金 補助率2/5
	3 児童福祉費補助	1,859,187	1,838,553	20,634	児童福祉法施行に要する事務費等に対する補助金 補助率10/10,1/2,1/3,3/10,1/4又は1/6
	3 衛生費補助	168,095	62,809	105,286	
	3 保健衛生費補助	168,095	62,809	105,286	母子保健事業に対する補助金 補助率1/2,1/3,1/4又は1/6
	10 教育費補助	13,800	21,941	△8,141	
	8 奨学援助費補助	13,800	21,941	△8,141	補足給付に対する補助金 補助率1/3
20 財	産 収 入	69,410	173,351	△103,941	
	1 財 産 運 用 収 入	69,410	74,549	△5,139	
	1 貸 地 料	69,410	74,549	△5,139	
	3 一 般 土 地	69,410	74,549	△5,139	私立保育園等
	2 財 産 売 払 収 入	-	98,802	△98,802	
	1 土 地 売 却 代	-	98,802	△98,802	
	3 一 般 土 地	-	98,802	△98,802	
21 寄	附 金	66,033	30,100	35,933	
	1 寄 附 金	66,033	30,100	35,933	
	2 其 他 寄 附	66,033	30,100	35,933	
	6 こども家庭局	66,033	30,100	35,933	

22	繰入金	6,760	6,664	96	
	2 基金繰入金	6,760	6,664	96	
	1 基金繰入金	6,760	6,664	96	
	10 子ども交流支援基金繰入金	6,760	6,664	96	中高生の国際交流事業繰入金
24	諸収入	9,218,697	10,016,596	△797,899	
	1 納付金	1,443,719	1,492,153	△48,434	
	2 民生費納付金	1,443,719	1,492,153	△48,434	
	4 こども医療費	1	1	-	受給者納付金
	5 ひとり親家庭等医療費	1	1	-	受給者納付金
	6 児童福祉施設	1,442,330	1,490,728	△48,398	入所者又は扶養義務者納付者
	7 日本スポーツ振興センター	1,387	1,423	△36	災害共済給付制度掛金保護者負担分
	2 措置費受入	5,332,254	5,426,179	△93,925	
	1 民生施設措置費受入	5,332,254	5,426,179	△93,925	
	2 自立援助ホーム	18,036	18,946	△910	自立援助ホーム子供の家
	3 児童自立支援施設	129,540	160,488	△30,948	若葉学園
	4 保育所	4,696,679	4,813,551	△116,872	市立保育所
	5 児童発達支援センター	377,364	349,394	27,970	市立児童発達支援センター
	7 民生施設措置費等受入	110,635	83,800	26,835	
	4 受託事業収入	95,890	105,482	△9,592	
	2 其他受託収入	95,890	105,482	△9,592	
	1 民生施設	95,890	105,482	△9,592	保育所等における他都市からの受託収入
	5 貸付金元利収入	2,112,947	2,727,667	△614,720	
	1 民生費貸付金返還	2,112,947	2,727,667	△614,720	
	3 父子家庭児童福祉資金貸付金	3,529	5,157	△1,628	
	4 施設児童自立促進資金貸付金	180	180	-	
	6 民間施設整備資金貸付金	2,109,238	2,722,330	△613,092	

7 雑	入	233,887	265,115	△31,228	
5 償	還 金	142,733	197,775	△55,042	
	- 児 童 相 談 所	-	700	△700	職員食費等
8	児 童 自 立 支 援 施 設	4,723	4,550	173	職員食費等
9	保 育 所	135,700	174,500	△38,800	入所児童給食費
11	児 童 発 達 支 援 セ ン タ	2,310	18,025	△15,715	職員食費等
6	受 講 料	-	2,988	△2,988	
	- こども青少年 市 民 講 座	-	2,988	△2,988	
9 雑	入	91,154	64,352	26,802	
	9 こども家庭局	91,154	64,352	26,802	
25 市	債	1,034,000	1,704,000	△670,000	
1 市	債	1,034,000	1,704,000	△670,000	
	1 民 生 債	1,034,000	1,704,000	△670,000	
	1 民 生 施 設 整 備 事 業 公 債	1,034,000	1,704,000	△670,000	児童福祉施設の整備にかかる 起債承認見込額
歳	入 合 計	73,561,485	75,899,967	△2,338,482	

(3) 歳出予算の説明

第4款 民生費

第1項 民生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費	121,763,120	123,944,058	△2,180,938	61,344,170	1,034,000	9,967,365	49,417,585
1 民生総務費	12,959,740	13,079,172	△119,432	27,212	-	-	12,932,528
1 職員費	12,959,740	13,079,172	△119,432	27,212	-	-	12,932,528

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

12,959,740 千円

第3項 こども家庭費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
3 こども家庭費	104,907,292	104,324,460	582,832	61,017,089	173,000	7,805,875	35,911,328
1 こども総務費	354,829	308,019	46,810	30,391	-	6,400	318,038
2 こども育成費	1,863,115	1,905,230	△42,115	295,471	-	703,595	864,049
3 保育振興費	7,795,099	8,048,717	△253,618	1,880,639	-	5,393,829	520,631
4 こども青少年費	7,480,248	7,409,074	71,174	3,249,663	173,000	841,815	3,215,770
5 児童措置費	12,579,745	12,249,684	330,061	7,700,630	-	569,516	4,309,599
6 こども給付費	42,316,112	41,344,236	971,876	27,053,249	-	-	15,262,863
7 こども医療費	5,343,244	5,153,851	189,393	1,169,256	-	2	4,173,986
8 ひとり親家庭等医療費	484,958	565,509	△80,551	105,480	-	1	379,477
9 児童手当費	20,334,200	20,955,782	△621,582	17,375,000	-	-	2,959,200
10 児童扶養手当費	5,969,268	6,015,444	△46,176	2,104,456	-	-	3,864,812
11 児童相談所費	311,373	284,736	26,637	52,854	-	111,265	147,254
12 児童自立支援施設費	75,101	84,178	△9,077	-	-	179,452	△104,351

1 こども総務費

子ども・子育て支援施策の総合的推進等に要する経費

(1) こべっこウェルカムプレゼント	132,100 千円
(2) 次世代育成支援対策	31,800 千円
(3) 子育て情報の発信	22,993 千円
(4) 命の感動体験学習等	2,400 千円
(5) 学びへつなぐ地域型学習支援	23,800 千円
(6) 子育て世帯への食を通じたつながり支援	44,500 千円
(7) 子育て世帯に対するSNSを活用したわかりやすい支援情報の提供	11,000 千円
(8) 児童福祉法施行(こども企画課・こども未来課所管分)事務等	86,236 千円

2 こども育成費

要保護児童対策、ひとり親家庭対策等に要する経費

(1) 児童虐待防止対策	108,880 千円
(2) 施設入退所児童対策	94,800 千円
(3) 児童養護施設等の人材確保	63,516 千円
(4) DV被害者支援対策	37,550 千円
(5) 里親制度の広報・啓発	2,108 千円
(6) 子育てリフレッシュステイ事業	13,700 千円
(7) 自立援助ホーム子供の家の運営	93,000 千円
(8) ひとり親家庭支援	486,270 千円
(9) 療育センターの運営	618,741 千円
(10) 障害児療育寄附講座	60,000 千円
(11) 障害児支援	56,868 千円
(12) 民間社会福祉施設運営助成等	153,800 千円
(13) 児童福祉法施行(家庭支援課所管分)事務等	73,882 千円

3 保育振興費

各種保育施策に要する経費

(1) 保育人材確保対策	1,776,000 千円
(2) ICT化による業務負担軽減	67,800 千円
(3) 民間社会福祉施設運営助成等	2,452,055 千円
(4) 一時保育、延長保育、預かり保育	880,900 千円
(5) 病児保育	399,232 千円
(6) 障害児保育	696,154 千円
(7) 医療的ケア児の受け入れ	126,388 千円
(8) 市立保育所の運営	978,161 千円
(9) 地域子育て支援センター事業	20,500 千円
(10) 児童の安全・安心対策	4,200 千円
(11) 保育士等研修事業	34,300 千円
(12) 社会福祉法人への移管保育所の保育環境整備	3,200 千円
(13) 児童福祉法施行(幼保振興課・幼保事業課所管分)事務等	356,209 千円

4 こども青少年費

児童及び青少年健全育成等に要する経費

(1) こべっこあそびひろば等の運営	94,769 千円
(2) 区役所等を活用した地域子育て支援拠点の運営	86,600 千円
(3) ファミリー・サポート・センター事業	24,200 千円
(4) 地域主体の子育て支援	108,400 千円
(5) こべっこランドの運営等	217,357 千円
(6) 児童館の運営等	1,642,464 千円
(7) 学童保育の充実	4,516,621 千円
(8) 神戸っ子のびのびひろばの推進	161,827 千円
(9) こどもの居場所づくりの支援	140,500 千円
(10) 青少年施策の推進	131,010 千円
(11) 青少年の自立と自己実現の支援・若年就労支援等	169,500 千円
(12) 青少年の国際交流等	8,400 千円
(13) 児童福祉法施行(こども青少年課所管分)事務等	178,600 千円

5 児童措置費		
児童福祉法による児童福祉施設への入所に要する経費		12,579,745 千円
6 こども給付費		
子ども・子育て支援法による施設型給付及び地域型保育給付に要する経費		42,316,112 千円
7 こども医療費		
子どもの医療費の助成に要する経費		5,343,244 千円
8 ひとり親家庭等医療費		
ひとり親家庭等の医療費の助成に要する経費		484,958 千円
9 児童手当費		
児童手当の支給に要する経費		20,334,200 千円
10 児童扶養手当費		
児童扶養手当の支給に要する経費		5,969,268 千円
11 児童相談所費		
こども家庭センターの運営等に要する経費		311,373 千円
12 児童自立支援施設費		
若葉学園の運営に要する経費		75,101 千円

第7項 民生施設整備費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
4 民 生 費							
7 民 生 施 設 費	3,896,088	6,540,426	△2,644,338	299,869	861,000	2,161,490	573,729
1 児 童 福 祉 施 設 費	3,896,088	6,540,426	△2,644,338	299,869	861,000	2,161,490	573,729

1 児童福祉施設整備費

児童福祉施設の整備等に要する経費

(1) 保育所・認定こども園整備助成等	396,196 千円
(2) 保育施設耐震・老朽改修助成等	121,000 千円
(3) 保育所用地の確保	10,570 千円
(4) 児童館整備事業等	34,026 千円
(5) 公立保育所再整備事業	161,964 千円
(6) 民間社会福祉施設整備融資等	2,188,357 千円
(7) 若葉学園の改修	50,500 千円
(8) その他児童福祉施設老朽改修等	933,475 千円

第5款 衛生費

第1項 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費	4,316,335	3,532,816	783,519	1,140,984	-	22,366	3,152,985
1 衛 生 総 務 費	1,331,093	1,004,393	326,700	31,580	-	11,066	1,288,447
1 職 員 費	1,331,093	1,004,393	326,700	31,580	-	11,066	1,288,447

1 職員費

こども家庭局所属職員の給料, 職員手当等の経費

1,331,093 千円

第2項 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
5 衛 生 費							
2 公 衆 衛 生 費	2,985,242	2,528,423	456,819	1,109,404	-	11,300	1,864,538
1 保 健 衛 生 費	2,985,242	2,528,423	456,819	1,109,404	-	11,300	1,864,538

1 保健衛生費

母子保健, 難病施策等に要する経費

(1) 母子保健指導	9,600 千円
(2) 子育て世代包括支援センター事業	55,000 千円
(3) 出産・子育て応援交付金を活用した伴走型相談支援・経済的支援	645,390 千円
(4) プレコンセプションケアの普及・啓発	8,600 千円
(5) 妊婦に対する相談支援の充実	21,050 千円
(6) 妊産婦への移動支援	26,900 千円
(7) 妊婦健康診査	1,015,139 千円
(8) 産婦健康診査	82,922 千円
(9) 産後ケア事業	109,100 千円
(10) 乳幼児健康診査	171,800 千円
(11) 新生児への検査事業	78,000 千円
(12) 未熟児養育医療及び妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療養援護費	98,447 千円
(13) 養育支援訪問事業	21,700 千円
(14) 小児慢性特定疾病医療費助成等	443,134 千円
(15) 母子保健法施行事務等	198,460 千円

第13款 教育費

第1項 教育総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
13 教 育 費	276,147	300,848	△24,701	27,600	-	25,000	223,547
1 教 育 総 務 費	276,147	300,848	△24,701	27,600	-	25,000	223,547
4 奨 学 援 助 費	276,147	300,848	△24,701	27,600	-	25,000	223,547

4 奨学援助費

私立幼稚園振興対策等に要する経費

276,147 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳			
			国県支出金	市債	その他	一般財源
(1) こべっこウェルカムプレゼント事業	令和5～6年度	60,000	-	-	-	60,000
(2) 西部療育センター送迎バス運行業務	令和5～12年度	458,000	-	-	-	458,000
(3) 施設型給付費・補助金等申請支援システム構築・運用	令和5～10年度	66,000	-	-	-	66,000
(4) 学童保育コーナー運営(舞多間)	令和5～9年度	281,000	188,000	-	-	93,000
(5) 放課後児童支援認定資格研修事業	令和5～8年度	14,000	7,000	-	-	7,000
(6) おやかふらっとひろば運営(東灘ほか)	令和5～7年度	111,000	72,000	-	-	39,000
(7) 福祉医療費助成事業	令和5～6年度	4,000	-	-	-	4,000
(8) 愛垂児童館解体	令和5～6年度	29,000	15,000	11,000	-	3,000
(9) 若葉学園改修工事	令和5～7年度	204,000	89,000	90,000	-	25,000
(10) 北須磨支所移転・新設(おやかひろば)	令和5～6年度	38,000	-	34,000	-	4,000
(11) 保育所等老朽改築	令和5～7年度	250,000	166,000	67,000	-	17,000
(12) 妊婦健康診査費用助成事業	令和5～7年度	206,000	-	-	-	206,000
(13) 乳幼児健康診査事業	令和5～6年度	21,000	-	-	1,000	20,000
(14) 新生児聴覚検査助成事業	令和5～7年度	10,000	-	-	-	10,000
(15) 産婦健康診査費用助成事業	令和5～7年度	13,000	7,000	-	-	6,000

4. 特 別 会 計

〔1〕母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(1) 歳入歳出予算一覽

(単位:千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	191,000	1 事業費	191,000
1 繰入金	4,000	1 貸付金	185,121
2 繰越金	46,395	2 貸付諸費	5,879
3 諸収入	140,605		
歳入合計	191,000	歳出合計	191,000

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 収 入	191,000	158,843	32,157	
1 繰 入 金	4,000	4,000	-	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,816	3,882	△66	
1 母子福祉資金 一般会計繰入金	3,816	3,882	△66	一般会計からの所要額の繰入
2 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	89	118	△29	
1 寡婦福祉資金 一般会計繰入金	89	118	△29	一般会計からの所要額の繰入
3 父子福祉資金 一般会計繰入金	95	-	95	
1 父子福祉資金 一般会計繰入金	95	-	95	一般会計からの所要額の繰入
2 繰 越 金	46,395	30,050	16,345	
1 母子福祉資金 繰越	30,287	14,130	16,157	
1 母子福祉資金 繰越	30,287	14,130	16,157	
2 寡婦福祉資金 繰越	1,621	1,690	△69	
1 寡婦福祉資金 繰越	1,621	1,690	△69	
3 父子福祉資金 繰越	14,487	14,230	257	
1 父子福祉資金 繰越	14,487	14,230	257	

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
3 諸 収 入	140,605	124,793	15,812	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	133,991	117,756	16,235	
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	133,991	117,756	16,235	
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	4,260	4,752	△492	
1 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	4,260	4,752	△492	
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	2,354	2,285	69	
1 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金 元 利 収 入	2,354	2,285	69	
歳 入 合 計	191,000	158,843	32,157	

(3) 歳出予算の説明

第1款 事業費

第1項 貸付金

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費	191,000	158,843	32,157	-	-	187,000	4,000
1 貸 付 金	185,121	154,638	30,483	-	-	185,121	-
1 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金	84,651	131,691	△47,040	-	-	84,651	-
2 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金	5,842	6,432	△590	-	-	5,842	-
3 父 子 福 祉 資 金 貸 付 金	16,836	16,515	321	-	-	16,836	-
4 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 他 会 計	25,303	-	25,303	-	-	25,303	-
5 母 子 福 祉 資 金 貸 付 金 公 債 費	52,489	-	52,489	-	-	52,489	-

1 母子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子福祉資金貸付に要する経費 84,651 千円

2 寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく寡婦福祉資金貸付に要する経費 5,842 千円

3 父子福祉資金貸付金

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく父子福祉資金貸付に要する経費 16,836 千円

4 母子福祉資金貸付金他会計

一般会計への繰出金 25,303 千円

5 母子福祉資金貸付金公債費

貸付金にかかる国への返還金 52,489 千円

第2項 貸付諸費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源
1 事 業 費							
2 貸 付 諸 費	5,879	4,205	1,674	-	-	1,879	4,000
1 母 子 福 祉 資 金 事 務 費	5,651	4,077	1,574	-	-	1,835	3,816
2 寡 婦 福 祉 資 金 事 務 費	128	128	-	-	-	39	89
3 父 子 福 祉 資 金 事 務 費	100	-	100	-	-	5	95

1 母子福祉資金事務費

母子福祉資金の貸付事務に要する経費 5,651 千円

2 寡婦福祉資金事務費

寡婦福祉資金の貸付事務に要する経費 128 千円

3 父子福祉資金事務費

父子福祉資金の貸付事務に要する経費 100 千円

5. 議 案

第 12 号議案

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市こども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

神戸市こども医療費助成に関する条例（昭和48年 4 月条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>18歳</u>の誕生日の前日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>	<p style="text-align: center;">（用語の定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 児童 <u>15歳</u>の誕生日の前日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者（乳児、幼児等及び小児を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神</p>

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児及び児童をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(5) 高校生等 18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者（乳児、幼児等、小児及び児童を除く。）であつて、神戸市重度障害者医療費助成に関する条例又は神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成を受けていない者をいう。

(6) 乳幼児等 乳児、幼児等、小児、児童及び高校生等をいう。

(助成の範囲)

第4条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合における医療費のうち、国民健康保険法の被保険者又は社会保険各法の被保険者若しくは組合員（被保険者又は組合員であつた者を含む。以下同じ。）が負担すべき額（当該医療に要する費用の額から国民健康保険法及び社会保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法による保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

における当該給付を含む。)を控除した額。以下「被保険者等負担額」という。)について、対象乳幼児等である乳児の医療費並びに対象乳幼児等である幼児等、小児、児童及び高校生等の入院に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額の全額を、対象乳幼児等である幼児等、小児及び児童の外来に係る医療費の場合にあつては被保険者等負担額から一部負担金を控除した額(対象乳幼児等である幼児等のうち3歳の誕生日の属する月の末日までの間にある者にあつては、次項から第5項までの規定にかかわらず、被保険者等負担額の全額)を助成する。ただし、法令の規定その他の制度によつて国、地方公共団体又は独立行政法人が負担する医療に関する助成を受けるときは、この限りでない。

(1)、(2) [略]

2～6 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(資格の認定の特例)

- 2 市長は、この条例の施行の際現に神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する

条例（昭和54年3月条例第73号）又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例（昭和48年4月条例第7号）により医療費の助成を受けている者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれに準ずる者について、この条例による改正後の神戸市こども医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

3 市長は、施行日前において神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例により医療費の助成を受ける資格を喪失した者のうち、出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者を監護している親権者若しくは後見人又はこれらに準ずる者について、新条例第5条第1項本文の規定にかかわらず、同項の認定をすることができる。

4 附則第2項の規定により資格者として認定された者について、その監護する出生の日から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者に係る神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第1項の規定により認定を受けた受給資格又は神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第1項の規定により認定を受けた資格は、喪失する。

（準備行為）

5 次に掲げる行為その他の準備行為は、施行日前においてもすることができる。

(1) 附則第2項、第3項及び第4項の規定を施行するために必要となる新条例第3条及び第5条の規定に基づく資格の認定及び受給者証の交付に係る行為

(2) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第5条第2項本文の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

(3) 附則第2項の規定を施行するために必要となる神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第4条第4項の規定に基づく受給資格の喪失に係る行為

（経過措置）

6 附則第2項又は第3項の規定により新条例の規定による資格者として認定された者に係る新条例の規定に基づく医療費の助成は、施行日以後に行われた診

療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）について適用し、同日前に行われた診療等については、なお従前の例による。

理 由

こども医療費助成の助成対象の拡大に当たり、条例を改正する必要があるため。

第 13 号議案

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 13 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市立児童福祉施設等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市立児童福祉施設等に関する条例（昭和33年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
施設の種類	施設の名称	施設の位置	施設の種類	施設の名称	施設の位置
保育所	[略]	[略]	保育所	[略]	[略]
	神戸市立からと保育所	[略]		神戸市立からと保育所	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の宮保育所	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
保育所	[略]	[略]	保育所	[略]	[略]
	神戸市立鈴蘭台西町保育所	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番23号		神戸市立鈴蘭台西町保育所	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目6番20号
	[略]	[略]		[略]	[略]
児童厚生施設	[略]	[略]	児童厚生施設	[略]	[略]
	神戸市立兵庫児童館	[略]		神戸市立兵庫児童館	[略]
	[略]	[略]		神戸市立桜の宮児童館	神戸市北区甲栄台2丁目4番1号
児童厚生施設	[略]	[略]	児童厚生施設	[略]	[略]
	神戸市立垂水児童館	神戸市垂水区日向1丁目5番1号		神戸市立愛垂児童館	神戸市垂水区瑞ヶ丘6番17号
	[略]	[略]		神戸市立平磯児童館	神戸市垂水区平磯1丁目2番5号
				[略]	[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 令和5年4月1日

ア 保育所の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮保育所に係る部分

イ 児童厚生施設の項の改正規定のうち神戸市立桜の宮児童館に係る部分
及び神戸市立平磯児童館に係る部分

(2) 次項の規定 公布の日

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の神戸市立児童福祉施設等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立垂水児童館に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

理 由

神戸市立保育所及び児童館の移転等に当たり、条例を改正する必要があるため。